

居宅介護支援 重要事項説明書

株式会社フリーケアスタイル
ケアプランセンター虹Life

目次

1. 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）	1
2. 事業者（法人）の概要	1
3. 居宅介護支援事業所の概要	1
4. 事業の目的及び運営の方針	2
5. 居宅介護支援の内容	2
6. 利用料金	3
7. 相談・苦情の窓口	6
8. 秘密保持	7
9. 事故発生時の対応	7
10. 医療との連携	7
11. 公正中立なケアマネジメントの確保	7
12. 虐待防止のための措置	7
13. 重要事項説明書の説明日	8

居宅介護支援 重要事項説明書

令和 7年 8月 1日現在

1. 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏 名	木下 賀博
-----	-------

2. 事業者（法人）の概要

事業所（法人）名	株式会社 フリーケアスタイル
所在地	宮崎県小林市細野4361番地1
連絡先	090-1368-2456
代表者名	木下 賀博

3. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	ケアプランセンター虹Life
所在地	宮崎県小林市細野4361番地1
連絡先	090-1368-2456
事業所番号	4570501207
管理者名	木下 賀博

(2) 営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～土曜日 週5日勤務
営業時間	8時30分～17時30分

※日曜・祝日・お盆・年末年始は休み

(3) 職員体制

従業者の職種	人数	常勤・非常勤	備考
主任介護支援専門員	3	常勤	介護支援専門員 と兼務
介護支援専門員	1	常勤	
事務職員	1	非常勤	

(4) サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	小林市、えびの市、高原町、都城市、宮崎市 西都市
---------------	-----------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社フリーケアスタイルが開設するケアプランセンター虹Life（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援等の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じて居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類及び内容等の計画、提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とします。
運営の方針	事業所の介護支援専門員は、要支援・要介護状態心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように支援します。

5. 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。

モニタリング	少なくとも月に1回、（要支援者の場合は3月に1回）ケアマネジャーが利用者の居宅を訪問し、本人の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。 ただし基準第13条第14号ロ（１）および（２）の要件を満たしている場合であって、少なくとも2月に1回（要支援者の場合は6月に1回）利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができることとします。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) 居宅介護支援等の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援等の業務範囲外の内容	- 救急車への同乗 - 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 - 家事の代行業務 - 直接の身体介護 - 金銭管理
------------------	--

6. 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に出すと、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護・介護予防支援利用料（地域区分 1単位：10円）

居宅介護支援費（Ⅰ）

※居宅介護支援費Ⅱを算定していない事業所

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援(i) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	10,860円/月	14,110円/月
居宅介護支援(ii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件以上60件未満	5,440円/月	7,040円/月
居宅介護支援(iii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,260円/月	4,220円/月

居宅介護支援費（Ⅱ）

※指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステム（国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」）の活用及び事務職員の配置を行なっている事業所

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援(i) ※介護支援専門員1人あたりの利用者50件未満	10,860円/月	14,110円/月
居宅介護支援(ii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者50件以上60件未満	5,270円/月	6,830円/月
居宅介護支援(iii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,160円/月	4,100円/月

介護予防支援費

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要支援 1	要支援 2
(1) 地域包括支援センターが行う場合	4,420円/月	4,420円/月
(2) 指定居宅介護支援事業所が行う場合	4,720円/月	4,720円/月

(2) 加算

加 算 名 称		料 金 （ 単 位 数 ）
初 回 加 算		3,000円/月 (300単位)
入院時情報連携加（Ⅰ）		2,500円/月 (250単位)
入院時情報連携加算（Ⅱ）		2,000円/月 (200単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1回	4,500円/回 (450単位)
	連携 2回	6,000円/回 (600単位)
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1回	6,000円/回 (600単位)
	連携 2回	7,500円/回 (750単位)
	連携 3回	9,000円/回 (900単位)
緊急時等居宅カンファレンス 加算		2,000円/回 (200単位)
通院時情報連携加算		500円/回 (50単位)
ターミナルケアマネジメント 加算		4,000円/月 (400単位)

特定事業所加算（Ⅰ）	5,190円/月 (519単位)
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210円/月 (421単位)
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230円/月 (323単位)
特定事業所加算（A）	1,140円/月 (114単位)
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の 15 %
中山間地域等における小規模 事業所加算	所定単位数の 10 %
中山間地域等に居住する者へ のサービス提供加算	所定単位数の 5 %

(3) その他

交 通 費	サービスを提供する実施地域、それ以外の地域の方 にお住まいの方は無料です。
解 約 料	解約料は一切かかりません。

7. 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）又は
下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	ケアプランセンター虹Life 木下 賀博
連 絡 先	090-3419-2455

(2) その他の相談窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 8:30～17:30 ご利用方法 電 話 090-3419-2455 FAX 050-3457-7683 担当職員：管理者 木下 賀博
小林市長寿介護課	ご利用時間 平日 8:30～17:15 ご利用方法 電話 0984-23-1140（直
えびの市介護保険課	ご利用時間 平日 8:30～17:00 ご利用方法 電話 0984-35-1111（代

高原町福祉課 高齢者あんしん係	ご利用時間 ご利用方法	平日 8：30～17：00 電話 0984-42-2581（直
都城市健康部 介護保険課	ご利用時間 ご利用方法	平日 8：30～17：00 電話 0986-23-2114（直
小林保健所	ご利用時間 ご利用方法	平日 8：30～17：00 電話 0984-23-3118
宮崎県福祉保健部 長寿介護課居宅担当	電話番号 受付時間	0985-26-7059 8：30～17：00
国民健康保険団体連合 会	電話番号 受付時間	0985-35-5301 8：30～17：15

8. 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

9. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

11. 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。事業所が前6ヶ月に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等の提供のご要望がある場合は別途資料にて説明を行います。

12. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

1. 虐待防止委員会の開催
2. 高齢者虐待防止のための指針の整備
3. 虐待防止研修の実施
4. 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	ケアプランセンター虹Life 木下 賀博
-------------	----------------------

13. 重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	令和 年 月 日
-------------	-------------------------

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業所（法人）名	株式会社 フリーケアスタイル
代 表 者 名	代表取締役 木下 賀博
事 業 所 名	ケアプランセンター虹Life
説 明 者 氏 名	木下 賀博

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	続柄（ ）